

令和 5 年度国立市下水道事業利益剰余金の処分について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 11 日

提出者 国 立 市 長                      永   見   理   夫

（説 明） 令和 5 年度国立市下水道事業で生じた利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。